

農林水産委員会

農林水産調査室

I 所管事項の動向

1 農政改革等の展開方向

(1) 農政の展開方向

「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号）（以下「基本法」という。）に基づき、新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）が令和 2（2020）年 3 月 31 日に閣議決定された。基本計画では、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することを基本的な方針としている。

他方、平成 25（2013）年 12 月、農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとして「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「活力創造プラン」という。）が策定された¹。活力創造プランは策定以来、累次の改訂が行われている。

また、政府においては、新しい資本主義の下、①スマート農林水産業等による成長産業化²、②農林水産物・食品の輸出促進³、③農林水産業のグリーン化の推進、④食料安全保障の四本柱を新たな農林水産政策として展開するとしている⁴。

(2) 農林水産業のグリーン化

国内外で重要性が高まっている気候変動等に適切に対応して、持続的な食料システムを構築することが急務とされている。このため、政府は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向けて、令和 3（2021）年 5 月に策定された「みどりの食料システム戦略⁵」（以下「みどり戦略」という。）に基づく取組を強力に推進していくとしている。

令和 4（2022）年 6 月、みどり戦略に掲げる 2050 年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、新たに K P I 2030 年目標が決定された。政府は、生産現場での環境負荷低減の取組の「見える化」を図るための実証を行い、普及を図ることとしている。

また、同年、第 208 回国会において、みどり戦略の実現に向けた基本理念を定めるとともに、環境負荷の低減に取り組む者の計画を認定し、認定を受けた者に対する支援措置を

¹ 内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官、農林水産大臣を副本部長とし、関係閣僚が参加する農林水産業・地域の活力創造本部において決定された。なお、同本部は、令和 4（2022）年 6 月に「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組された。

² 128 頁（6 スマート農業、eMAFF 等によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進）参照。

³ 126 頁（5 5 兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化）参照。

⁴ 「新しい資本主義の下での農林水産政策の新たな展開」（第 1 回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（令和 4 年 9 月 9 日）配付資料）

⁵ みどり戦略では、令和 32（2050）年までに目指す姿として、①農林水産業の CO2 ゼロエミッション化の実現、②化学農薬使用量（リスク換算）の 50%低減、③化学肥料使用量の 30%低減、④耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25%に拡大等、14 の数値目標が掲げられている。その実現に向けて、調達から生産、加工・流通、消費までの各段階での課題の解決に向けた行動変容、既存技術の普及、革新的な技術・生産体系の開発と社会実装を、時間軸をもって進めていくことが重要とされている。

講ずる「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）が成立した（同年7月1日施行）。

令和5年度予算概算要求（以下「R5概算要求」という。）では、みどり戦略の実現に向けて、持続的な食料システムの構築を目指す地域の取組を支援する交付金等の活用とともに、資材・エネルギーの調達から生産、流通、消費までの各段階の取組とイノベーションを推進するために必要な予算が計上されている。

(3) 食料安全保障

ロシアのウクライナ侵略等により、我が国の食料自給率の向上や食料安全保障の強化への関心が一層高まっていることを受け、令和4（2022）年6月、政府は、活力創造プランを改訂し、世界の食料需給等をめぐるリスクの顕在化を踏まえ、食料安全保障の強化に向けた政策の展開方向を記載する新たな章を設置した。同章においては、将来を見据えた食料安全保障の強化に向け、幅広い観点で中長期的な課題の検討を行うとともに、改めて食料安全保障上のリスクの分析・評価、現行施策の検証を進め、令和4年秋から基本法の検証作業を本格化し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手することとされた。

同年9月、農林水産省は、「農林水産省食料安定供給基盤強化本部」を設置した。同本部は、食料安全保障の実現及び農林水産業の持続的な発展に向けて、構造的な課題に対応するための各般の施策を検討するとともに、農政の基本的な方向を示す基本法について総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を進めることを目的としている。

R5概算要求では、食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、事項要求として提出し、予算編成過程で検討するものとされている。

(4) 物価高騰対策

ア 輸入小麦

ウクライナ情勢等の影響により輸入小麦の価格が高騰したことを受け、令和4（2022）年4月に使用が決定された予備費において、国産小麦・米粉等への原材料切替え等に対して支援を行う「輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業」に100億円、国産小麦等の生産性の向上に向けた産地の取組等を支援する「国産小麦供給体制整備緊急対策事業」に25億円を措置することが決定された。

また、同年9月、農林水産省は、輸入小麦の買付価格の急激な変動の影響を緩和するため、緊急措置として、令和4年10月期の政府売渡価格を前期（同年4月期）から据え置くとともに、次期（令和5（2023）年4月期）については、通常6か月間の算定期間を1年間に延長して平準化することとした。

イ 肥料

世界的な穀物需要の増加や肥料原料の資源国であるロシアによるウクライナ侵略等の影響により肥料価格が高騰している。このような状況を受けて、令和4（2022）年4月に使

用が決定された予備費により、代替国からの原料調達に要する経費を支援する「化学肥料原料調達支援緊急対策事業」が創設され、約 100 億円が措置された。また、同年 7 月に使用が決定された予備費により、化学肥料の 2 割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の 7 割を支援する「肥料価格高騰対策事業」が創設され、約 788 億円が措置された。

ウ 飼料

ウクライナ情勢に伴う穀物価格の上昇等によって配合飼料価格が上昇しており、経営を圧迫している。このため、令和 3 年度補正予算及び令和 4（2022）年 4 月に使用が決定された予備費により、配合飼料価格安定制度の基金へ約 665 億円の積増しが行われた。

また、同年 9 月に使用が決定された予備費により、生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者へ補填金を交付する「飼料価格高騰緊急対策事業」が創設され、約 504 億円が措置された。

2 国際貿易交渉への対応

我が国は、戦略的に E P A / F T A 等に取り組んでおり、近年では T P P 11 協定⁶、日 E U ・ E P A、日米貿易協定、地域的な包括的経済連携（R C E P）協定等の大型の E P A / F T A 等が相次いで発効した。T P P 交渉への参加を決定した当時⁷、重要 5 品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）をはじめとする農林水産物の関税撤廃・削減等による農林水産業への影響が懸念されたが、いずれの協定についても、政府は、我が国の農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保されたとしている⁸。

農林水産省の試算では、T P P 11 協定、日 E U ・ E P A、日米貿易協定の関税削減等の影響で価格低下により農林水産物の生産額が減少する⁹ものの、国内対策により国内生産量は維持されると見込まれている。

近年締結した E P A / F T A 等

日豪 E P A	2015（平成 27）年 1 月発効
日・モンゴル E P A	2016（平成 28）年 6 月発効
T P P 11 協定	2018（平成 30）年 12 月発効
日 E U ・ E P A	2019（平成 31）年 2 月発効
日米貿易協定	2020（令和 2）年 1 月発効
日英 E P A	2021（令和 3）年 1 月発効
地域的な包括的経済連携（R C E P）協定	2022（令和 4）年 1 月発効

（出所）政府資料を基に当室作成

⁶ 正式名称は「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（英語表記は「Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership」）である。

⁷ 我が国は、平成 25（2013）年 3 月に T P P 交渉への参加を決定した。平成 28（2016）年 2 月に T P P 協定への署名が行われたが、交渉を主導していた米国は、平成 29（2017）年 1 月、トランプ政権発足後に T P P からの離脱を表明したため、米国以外の 11 か国は、交渉の上、平成 30（2018）年 3 月に T P P 11 協定に署名した。令和 4（2022）年 7 月時点で 8 か国において T P P 11 協定が発効している。

⁸ 我が国の農林水産品の関税撤廃率について、T P P 11 協定及び日 E U ・ E P A は 82%、日米貿易協定は 37%、R C E P 協定においては、対 A S E A N ・ 豪州 ・ N Z で 61%、対中国で 56%、対韓国で 49% である。

⁹ 農林水産物の生産減少額は、T P P 11 協定で約 900 ～ 1,500 億円（T P P 協定の場合、約 1,300 ～ 2,100 億円）、日 E U ・ E P A で約 600 ～ 1,100 億円、日米貿易協定で約 600 ～ 1,100 億円と試算されている。また、日米貿易協定と T P P 11 協定を合わせた生産減少額は、約 1,200 ～ 2,000 億円と試算されている。

また、「総合的なTPP等関連政策大綱¹⁰」において、農林水産業の体質強化対策と重要5品目関連の経営安定対策が示されており、同大綱に基づく施策の実施のために、平成27(2015)年度以降、毎年度3,000億円以上の補正予算が措置されている。

協定発効後も必要に応じて見直しや新規加入の協議が行われており、日米貿易協定については、令和4(2022)年6月に米国産牛肉のセーフガードの適用条件の修正を内容とする改正議定書への署名が行われた。TPP11協定については、英国の加入交渉が行われている¹¹。

なお、米国の主導で進められているインド太平洋経済枠組み(IPEF)については令和4年9月の閣僚会合で交渉開始が宣言され、農林水産物の関税削減は交渉の対象とはされていないものの、貿易分野の閣僚声明¹²において農業に関し、食料安全保障や持続可能な農業生産を推進すること等が言及されている。

3 水田フル活用と経営所得安定対策等

(1) 水田フル活用の推進

主食用米の需要量が年間10万t程度減少している中、各産地における消費者ニーズに応じた米生産とともに、需要のある麦・大豆等を生産する産地を形成していくことが重要とされている。そのため、農林水産省では、産地・生産者が中心となって需要に応じた生産・販売を行う米政策の着実な推進に向け、安定取引の推進、作付転換の支援等のほか、米の販売進捗、在庫・価格等の情報提供を実施している。

令和4(2022)年産米については、同年6月末時点の作付意向¹³を基にした農林水産省の試算によると、全国の主食用米の作付面積は昨年比で約4.3万haの減少が見込まれており、需給安定のために必要とされていた作付転換面積3.9万haを達成する見通しとされている。

R5概算要求では、水田農業での麦・大豆等の本作化への支援、高収益作物の導入・定着への計画的・一体的な支援等により、需要に応じた生産を総合的に推進するために必要な予算が計上されている¹⁴。

¹⁰ 内閣総理大臣を本部長とする「TPP総合対策本部」(平成27(2015)年10月設置、平成29(2017)年7月に「TPP等総合対策本部」に改組。)は、TPPの効果を我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策等を明らかにするものとして、平成27(2015)年11月に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定した。「総合的なTPP関連政策大綱」は、日EU・EPAの大枠合意及びTPP11協定の大筋合意を踏まえ、平成29(2017)年11月に「総合的なTPP等関連政策大綱」として改訂された。同大綱は、令和元(2019)年12月、令和2(2020)年12月にも改訂されている。

¹¹ 英国のほか、中国、台湾、エクアドル及びコスタリカが加入を正式に申請している。

¹² 令和4(2022)年9月8～9日に開催された閣僚会合では、貿易、サプライチェーン、クリーン経済及び公正な経済の4分野についての閣僚声明が採択された。

¹³ 令和3(2021)年産実績との比較による各都道府県の主食用米の作付意向は、令和4(2022)年6月末時点では、減少傾向40県、前年並み7県、増加傾向0県となっている。また、戦略作物については、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、麦、大豆をはじめ、多くの品目で前年より増加傾向としている県が多いとされている(農林水産省「水田における作付意向について(令和4年産第3回中間的取組状況(令和4年6月末時点))」)。

¹⁴ R5概算要求では「水田活用直接支払交付金」のうち、飼料用米及び米粉用米に係る戦略作物助成の要件等について、令和4年度予算の執行状況等を踏まえて、予算編成過程で支援内容を検討することとされている。

(2) 経営所得安定対策等の着実な実施

米穀、麦、大豆等の重要な農産物を生産する農業の担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対する経営所得安定対策として、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（平成 18 年法律第 88 号）に基づき、「畑作物の直接支払交付金¹⁵」（ゲタ対策）及び「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金¹⁶」（ナラシ対策）が交付されており、R 5 概算要求においても所要額¹⁷が計上されている。

他方、平成 31（2019）年 1 月から新たに導入された収入保険¹⁸と見直し後の農業共済¹⁹が実施されており、R 5 概算要求では、これらの農業保険の実施と積極的な加入促進のため「収入保険制度の実施」に 334 億円（令和 4 年度当初：184 億円）等が計上されている。

収入保険の加入数は、令和 4（2022）年 7 月末時点で約 7.8 万経営体と農業所得者の青色申告者数（令和 2（2020）年：約 35.3 万経営体）の 22.0%となっている。また、基本計画では、収入減少を補填する関連施策全体の検証を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討し、令和 4（2022）年を目途に必要な措置を講ずることとされている。

4 生産基盤の強化

(1) 畜産・酪農の生産基盤の強化

畜産は我が国農業の基幹部門の一つであり、令和 2（2020）年では、農業総産出額の約 36%を占めている。令和 4（2022）年における総飼養戸数は全ての畜種で前年より減少している一方、1 戸当たりの飼養頭羽数は全ての畜種において増加し、大規模化が進展している。特に、肉用牛及び酪農については、基本計画や「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等において増頭・増産を推進することとされており、同年の飼養頭数は肉用牛で前年比約 0.3%増の約 261 万頭、乳用牛で前年比約 1.1%増の約 137 万頭となっている。

畜産・酪農の生産基盤の強化の取組については、繁殖雌牛の増頭に資する C B S²⁰や C S²¹

¹⁵ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）：諸外国との生産条件の格差による不利がある麦、大豆、てんさい、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねを生産する農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付するもの。

¹⁶ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）：農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するため、米、麦、大豆、てんさい、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が過去の平均収入である標準的収入額（最近 5 年のうち、最高・最低を除く 3 年の平均）を下回った場合に、その差額の 9 割を対策加入者と国が 1 対 3 の割合で拠出した積立金から補填するもの。

¹⁷ ゲタ対策に 2,058 億円、ナラシ対策に 599 億円がそれぞれ所要額として計上されている。

¹⁸ 収入保険：平成 30（2018）年 4 月に改正された「農業保険法」（昭和 22 年法律第 185 号）の下、農業経営全体を対象とした新たなセーフティネットとして、青色申告を行っている農業者を対象に導入され、平成 31（2019）年 1 月から運用開始されている。保険料の掛金率が 1%程度で、基準収入の 8 割以上の収入が補償され、米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ等、原則として全ての農産物を対象に、自然災害だけでなく、価格低下など農業経営上のリスクを幅広く補償するもの。

¹⁹ 農業共済：農業保険法に基づき、自然災害等による被害の程度を外見で確認できる品目を対象として、収量減少等を補償するもの。農業者の負担軽減の観点から、共済掛金率を危険段階別に設定する方式の義務化、米、麦を対象とした農作物共済の当然加入制の廃止などの見直しが行われた。

²⁰ C B S：Cattle Breeding Station の略で、繁殖経営で多くの時間を費やす繁殖雌牛の分べん・種付けや子牛の哺育を集約的に行う組織。

²¹ C S：Cattle Station の略で、繁殖経営で生産された子牛の哺育・育成を集約的に行う組織であり、繁殖雌

の活用、ICT²²等の新技術を活用した発情発見装置や分べん監視装置等の機械装置の導入等の取組が推進されている。

R5概算要求では、畜産・酪農の生産基盤の強化を掲げ、家畜の増頭を支える改良・増殖等を支援する「畜産生産体制の強化」、酪農・肉用牛経営の省力化等に資するロボット等の導入を支援する「ICTを活用した畜産経営体の生産性の向上」、国産飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進のため国産飼料の生産・供給などの取組を支援する「国産飼料の生産拡大・飼料の安定供給」、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）や加工原料乳生産者補給金等により畜産・酪農経営の安定を支援する「畜産・酪農経営安定対策」等に必要な予算が計上されている。

(2) 農業の持続性の確保に向けた生産基盤の強化

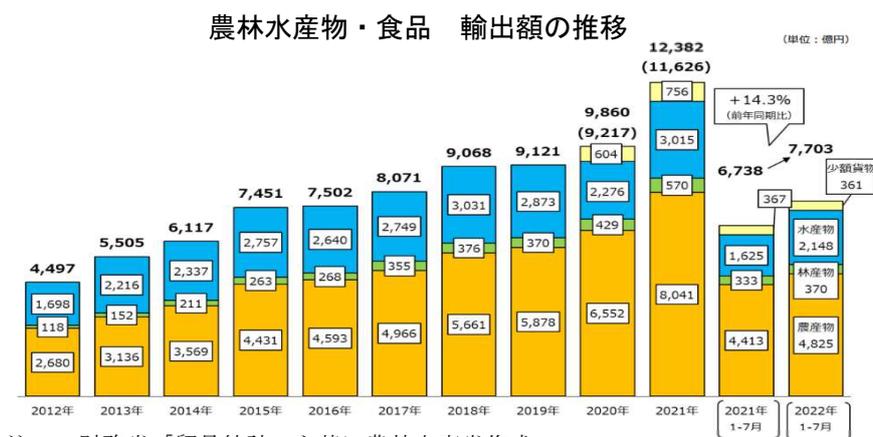
園芸作物（野菜・果樹・花き）等については、活力創造プラン等において、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応するため、生産体制を一層強化することが必要とされている。また、中長期的な目標として、みどり戦略²³において、化学農薬・化学肥料の低減や有機農業の取組面積の拡大に取り組むこととされている。

これらを踏まえ、R5概算要求では、野菜、果樹、花き、茶・薬用作物等の持続的な生産基盤強化に向けた取組を総合的に支援する「持続的生産強化対策事業」、産地の収益力強化に向けた基幹施設の整備やみどり戦略の推進に必要な施設の整備等を支援する「強い農業づくり総合支援交付金」、化学農薬・化学肥料を原則5割以上低減する取組等を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」等に必要な予算が計上されている。

5 5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化

(1) 「農林水産物・食品の輸出力拡大実行戦略」の実施

農林水産物・食品の輸出額については、活力創造プランにおいて、基本計画等における輸出額目標の設定を踏まえ、令和7（2025）年に2兆円、令和12（2030）年に5兆円とする目標が掲げられている。令和4（2022）



注1：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
 注2：「少額貨物」での農林水産物・食品の輸出額は令和2（2020）年から調査。
 2020年及び2021年の括弧内の数値は少額貨物を含まない額。
 (出所) 農林水産省「農林水産物・食品の輸出額（令和4年7月）」

牛の預託を行う場合がある。

²² ICT：Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称。

²³ 121頁（1）（2）農林水産業のグリーン化）参照。

年1－7月の輸出額は、前年同期比で14.3%増の7,703億円(少額貨物²⁴を含む。)である。

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律²⁵」(令和元年法律第57号)に基づき設置された農林水産物・食品輸出本部²⁶が策定する基本方針・実行計画²⁷や、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」が策定する「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略²⁸」により、農林水産物・食品の輸出促進に係る施策が展開されている。

令和4(2022)年、第208回国会において、輸出先国での需要の開拓等の業務を行う品目団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する金融上の措置の拡充、日本農林規格の制定対象への有機酒類の追加等を内容とする「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第49号)が成立した(同年10月1日施行)。

R5概算要求では、輸出支援プラットフォーム²⁹による輸出先国での支援体制の強化、品目団体の取組強化、輸出産地・事業者の育成、輸出向けのHACCP³⁰等に対応した施設改修の支援等に必要な予算が計上されている。

(2) 知的財産の流出防止及び活用

農林水産物・食品の信頼性や価値の維持・向上を図り、国際市場における競争力を強化するために、品種登録制度³¹や地理的表示(GI³²)保護制度等の知的財産制度を適切に活用することが必要とされている。

R5概算要求では、育成者権管理機関が育成者権者に代わり育成者権の適切な管理を実

²⁴ 少額貨物：輸出入申告の際、1品目20万円以下の貨物に関しては「貿易統計」に計上されておらず、別途調査を実施している(1-6月、7-12月の年2回集計)。

²⁵ 令和元(2019)年11月に成立し、令和2(2020)年4月1日に施行された。輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする。

²⁶ 農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び復興大臣を本部員とする。

²⁷ 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」は、農林水産物及び食品の輸出を促進するための施策に関する基本的な方向等を、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」は、輸出先国・地域との協議や輸出を円滑化するための措置(施設認定など)とそのスケジュールを定める。

²⁸ 同戦略は活力創造プランの構成文書の一つに位置付けられている。

²⁹ 主要な輸出先国・地域において、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援(現地流通やニーズの把握、商流の新規開拓等)するための体制で、在外公館、JETRO海外事務所等を主な構成員として設立される。これまでに、米国(ロサンゼルス、ニューヨーク)、タイ(バンコク)、シンガポール、EU(パリ)、ベトナム(ホーチミン)、香港で設立された(令和4(2022)年9月時点)。

³⁰ HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Point(危害要因分析・重要管理点)の略で、食品の衛生管理の手法のこと。特に食肉、水産食品を輸出する施設の認定についてHACCPを要件とする輸出相手国がある。

³¹ 我が国では、植物新品種について、「種苗法」(平成10年法律第83号)に基づき品種登録を行うことで知的財産(育成者権)として保護している。同法は令和2(2020)年に改正され、出願時における輸出先国及び国内栽培地域の指定、登録品種の表示義務化などに関する規定が令和3(2021)年4月1日に、登録品種の自家増殖は許諾に基づき行うための見直し、育成者権を活用しやすくするための規定が令和4(2022)年4月1日に施行された。

³² GI：Geographical Indicationの略で、地理的表示(地域ならではの特徴的な製品の名称)のこと。我が国では、地理的表示について「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(平成26年法律第84号)に基づき、知的財産として保護している。

施するための取組や海外品種登録出願等について支援するために必要な予算が計上されている。

6 スマート農業、eMAFF等によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

(1) スマート農業の推進

担い手不足や高齢化が進展する我が国においては、生産性の向上と持続性の両立を図るために、ロボット、AI³³、IoT³⁴、ドローン等の先端技術を活用した「スマート農業」の推進が必要となっている。

農林水産省では令和元（2019）年度から「スマート農業」を生産現場に導入・分析・情報発信を行う「スマート農業実証プロジェクト」を実施してきたところ、経営効果の高いスマート農業の取組を実践できる技術力やノウハウを有する人材を持つ地域・産地が少ない等の課題が明らかになった。

このような状況を踏まえ、令和4（2022）年6月に農林水産省・地域の活力創造本部において岸田内閣総理大臣から「スマートサポートチーム³⁵」の創設等により、デジタル実装を点から面に拡大することが指示された。

これを受け、同月、農林水産省は、現場実装の加速化に向けた施策をまとめた「スマート農業推進総合パッケージ」（令和2（2020）年10月策定）を改訂し、①スマート農業の実証・分析、②導入コスト低減に向けた農業支援サービスの育成・普及、③更なる技術の開発等、④技術対応力・人材創出の強化、⑤実践環境の整備、⑥海外への展開等に総合的に取り組んでいくこととしている。

R5概算要求では、これらの取組を推進するため、「スマート農業の総合推進対策」に必要な予算が計上されている。

(2) eMAFF等による行政手続の抜本的効率化

農林漁業者の高齢化や労働力不足等の課題がある中で、担い手が経営に集中できる環境を整備するため、DX³⁶の推進が重要とされている。

農林水産省が所管する行政手続の申請をオンラインで行えるようにするため、令和3（2021）年度から「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」の本格的な運用が開始されており、令和4（2022）年9月時点で、2,800を超える手続のオンライン化が完了して

³³ AI：Artificial Intelligenceの略で人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム。

³⁴ IoT：Internet of Thingsの略でモノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと。

³⁵ スマート農業を実践する農業者や農業支援サービス事業者、民間企業、研究機関、大学の有識者等から構成され、産地の課題を踏まえたスマート農業の実地指導支援を行うとされる。地域の農業・食品産業技術総合研究機構（全国5か所）を拠点とし、全国の実証地区とも連携した体系的な人材育成とデータ活用を推進している。

³⁶ DX（デジタルトランスフォーメーション）：Digital Transformationの略で、データやデジタル技術を駆使して、顧客や社会のニーズを基に、経営や事業・業務、政策の在り方、生活や働き方、さらには、組織風土や発想の仕方を変革すること。DXのXは、Transformation（変革）のTrans(X)に当たり、“超えて”等を意味する。

いる。また、現場の農地情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化を図るための「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」の開発を進めている。

R5概算要求では、①eMAFFによる行政手続のオンライン申請の推進、②eMAFF地図の開発・運用に必要な予算が計上されている。

7 家畜伝染病の発生予防対策等の強化と食の安全確保

将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくために、国民の健康の保護を最優先としつつ、農場から食卓までの食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備を実施していく必要がある。

近年、国内では豚熱³⁷や高病原性鳥インフルエンザ³⁸が発生し、また、アジア諸国ではアフリカ豚熱³⁹や口蹄疫⁴⁰が頻繁に発生している。家畜の伝染性疾病については、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）に基づき、発生予防措置、発生時のまん延防止措置（殺処分、移動制限等）、輸出入検疫が行われている。同法の令和2（2020）年改正により水際検疫体制が強化されているが、生産段階における発生予防のためには、飼養衛生管理基準の遵守の徹底が重要であり、国及び都道府県の連携の下、家畜所有者に対する指導が計画的に行われている。

豚熱については、平成30（2018）年9月から令和4（2022）年7月までに17県83事例⁴¹の発生が確認されており、発生農場において35万頭の殺処分等の防疫措置が行われてきた。豚熱対策として、養豚場周辺における防護柵の設置、飼養豚への予防的ワクチン接種のほか、野生イノシシの捕獲の強化、経口ワクチンの散布が行われている。

植物の病害虫の侵入・まん延防止については、「植物防疫法」（昭和25年法律第151号）に基づき、輸出入検疫、国内検疫及び国内防除が行われている。令和4（2022）年、第208

³⁷ 豚熱：豚熱ウイルスの感染による豚やイノシシの伝染病。致死性や伝播性が高い。ウイルスは唾液、鼻水、糞尿、血液、筋肉、内臓等に含まれるため、感染豚や汚染物品等との接触のほか、感染豚等由来の精肉や加工品を介して感染が拡大する。

³⁸ 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち病原性が高いもの。元気消失や浮腫等の症状があるが、臨床症状を示さずに突然死亡することもある。我が国では平成16（2004）年以降断続的に発生している。過去最大規模の発生となった令和2（2020）年度のシーズン（18県52事例の発生、殺処分羽数が過去最大の約987万羽）に続き、令和3（2021）年度のシーズン（令和3年11月～令和4（2022）年5月）においても12道県25事例が発生した。

³⁹ アフリカ豚熱：アフリカ豚熱ウイルスの感染による豚やイノシシの伝染病。致死性や伝播性が高い。発熱や全身の出血性病変を特徴とする。感染豚等由来の精肉や加工品を介する感染のほか、感染豚等との接触による口、鼻、傷又は人の衣服や車両からの感染、ダニを介する感染など感染経路は多岐にわたる。豚熱とは別の病気であり、我が国では、これまで本病の発生は確認されていない。

⁴⁰ 口蹄疫：口蹄疫ウイルスの感染による牛、豚、イノシシなどの伝染病。口腔、舌、蹄等での水泡の形成と発熱が特徴的な症状である。感染動物が死亡することはまれだが、経済動物としての価値を失う。我が国では平成22（2010）年4月から7月にかけて発生したが、以後、清浄化し、現在に至るまで発生していない。

⁴¹ 岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県及び茨城県の17県。発生農場とその関連農場を併せて1例として数えており、関連農場を含めると、大阪府、岩手県、千葉県及び静岡県も発生している。なお、野生イノシシについては、計31都府県で豚熱の陽性事例が確認されている（令和4（2022）年9月14日時点）。

回国会において、近年の有用な植物を害する病害虫の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、同法が改正され、有害動植物の国内への侵入状況等に関する調査事業の実施、緊急防除の迅速化、発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告及び命令等を行う制度の導入、植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡充等が措置された（令和5（2023）年4月1日施行）。

R5概算要求では、家畜の伝染性疾患の発生予防・まん延防止等のための「家畜衛生等総合対策」、家畜の伝染性疾患や農作物の安定生産に影響のある病害虫の発生予防・まん延防止及び国産農畜水産物の安全性の向上等に係る都道府県の取組を支援するための「消費・安全対策交付金」、「『予防・予察』に重点を置いた総合防除の推進」のための予算が計上されている。

8 農地の効率的な利用と人の確保・育成、農業農村整備

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と多様な経営体による農地利用

我が国では、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が更に加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。今後、農業の成長産業化や所得の増大を進めていくためには、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるよう、人・農地及びその関連施策を検討していくことが求められている。

このため、平成24（2012）年から、集落や地域における農業者の徹底した話し合いを通じて、今後の中心となる経営体と、その経営体への農地の集積方法や、地域農業の在り方等を定めた「人・農地プラン⁴²」の作成等の取組が進められてきた。

また、平成25（2013）年、活力創造プランにおいて、担い手への農地の集積率を令和5（2023）年度までに8割に引き上げる目標が設定された。平成26（2014）年からは、都道府県段階に整備された農地中間管理機構⁴³がリース方式を中心とする農地の集積・集約化を開始し、取組を進めてきたが、令和3（2021）年度の担い手への農地集積率は58.9%にとどまっている。

これらを受けて、令和4（2022）年、第208回国会において、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第56号）が成立した。同法では、人・農地プランの法定化として、市町村が、農業者、農業委員会、農地中間管理機構等の関係者の話し合いを踏まえて、将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を策定することとされた⁴⁴。また、地域計画に基づく農地中間管理機構を活用した農地の集約化等の推進等が定められた。

⁴² 人・農地プラン：農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することにより、人・農地プランの実質化が図られてきた。

⁴³ 農地中間管理機構：「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）に基づき、「信頼できる農地の中間的受け皿」として、平成26（2014）年度に全都道府県に設置された公的機関。

⁴⁴ 地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図（目標地図）に表示するものとし、農業委員会はその素案を作成するものとされた。

R 5 概算要求では、地域計画の策定の推進に必要な予算が新たに計上されるとともに、多様な経営体等の事業展開の促進、農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進等に必要な予算が計上されている。

(2) 多様な人材の確保・育成

令和 4（2022）年、第 208 回国会において成立した農業経営基盤強化促進法等の改正法では、(1) に記述した地域計画の策定等に加えて、農業を担う者の確保及び育成を図るための都道府県の体制整備等の人の確保・育成に係る措置が講じられた。

R 5 概算要求では、都道府県による農業経営・就農支援センター⁴⁵の整備等を支援する「農業経営・就農支援体制整備推進事業」のほか、「新規就農者育成総合対策」、「農業労働力確保支援事業」等に必要な予算が計上されている。

(3) 競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進

我が国の農業の競争力を強化し成長産業とするためには、農業生産基盤を整備し、国土強靱化の観点から農村の防災・減災対策を効果的に行うことが重要とされている。

R 5 概算要求では、農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化等を推進する「農業農村整備事業」及び地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する「農山漁村地域整備交付金」の公共事業費等に必要な予算が計上されている。

また、令和 4（2022）年、第 208 回国会において、「土地改良法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 9 号）が成立した（同年 4 月 1 日施行）。同法では、近年の豪雨災害の頻発化・激甚化等を踏まえて、農業者の申請、同意、費用負担によらずに、国又は地方公共団体の判断で実施できる緊急的な防災事業⁴⁶の対象に、農業用排水施設の豪雨対策を追加すること等が措置された。

9 農山漁村の活性化

(1) 地域の雇用創出・所得向上、地方への定住促進

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し地域経済が低迷する一方、都市部においては農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要とされている。そのため、R 5 概算要求では、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援する「農山漁村振興交付金」や集落排水施設や農道の再編、強靱化、高度化等の定住条件の整備を支援する「農業農村整備事業」〈公共〉に必要な予算が計上されている。

⁴⁵ データベースを活用した就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行うこととされている。

⁴⁶ 平成 30（2018）年度に創設された制度であり、今回の改正前は地震対策のみが対象とされていた。

また、令和4（2022）年、第208回国会において、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第53号）が成立した（同年10月1日施行）。同法に基づき策定される活性化計画⁴⁷の記載事項に農用地の保全等に関する事業（例：放牧、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）を新たに位置付ける措置等を講ずることとされた。

他方、令和2（2020）年度における野生鳥獣による農作物被害額は、一部の地域におけるシカやイノシシの生息域の拡大等により、前年度（158億円）よりやや増加し161億円となっている。野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退や耕作放棄・離農の増加をもたらすなど、被害額として数字に現れる以上に農山村に深刻な影響を及ぼしている。そのため、R5概算要求では、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組及び森林における効率的なシカ捕獲等の取組を支援する「鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進」に必要な予算が計上されている。

（2）日本型直接支払の実施

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する日本型直接支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）は、従来からの対策をベースとして平成26（2014）年度に開始され、平成27（2015）年4月からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）に基づいて実施されている。R5概算要求では、日本型直接支払の実施に必要な予算が計上されている。

（3）中山間地域の活性化

中山間地域は、食料の安定供給の機能や多面的機能の発揮の観点から重要な地域であるが、条件不利性や鳥獣被害の増加など厳しい状況にある。そのため、R5概算要求では、中山間地域の多様な取組を総合的に支援する「中山間地農業ルネッサンス事業」＜一部公共＞、「棚田地域振興法」（令和元年法律第42号）に基づく棚田の保全・振興に向けたモデル的な取組等を支援する「棚田地域の振興⁴⁸」等に必要な予算が計上されている。

10 カーボンニュートラル実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長

（1）森林・林業・木材産業をめぐる情勢

我が国の国土の3分の2を占める森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有している。中でも、近年、山地災害防止機能の重要性が増しており、また、SDGsの考え方が広がり、我が国の社会経済全体の持続性を高めていくこ

⁴⁷ 活性化計画：正式名称は、「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画」。農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進を図るため都道府県又は市町村が作成する計画で、改正前は、農業振興施設、生活環境施設、交流施設の整備の事業を記載できた。当該計画が農林水産大臣に提出されることにより、国は農山漁村活性化交付金の交付等の支援措置を講ずることが可能とされる。

⁴⁸ 「農山漁村振興交付金」及び「中山間地域等直接支払交付金」の内数として計上されている。

とへの関心も高まっている。森林の多面的機能を継続的に発揮させ、SDGsへの関心に
応えていくためには、国内の豊富な森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循
環利用することが重要になっている。特に、地球温暖化防止に関しては、政府が令和 32
(2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュート
ラル」の実現を目指すことを宣言しており、間伐等の適切な森林整備による二酸化炭素吸
収量の確保、木材の利用拡大や木質バイオマスエネルギーの活用を通じた二酸化炭素排出
量削減等への貢献が期待されている。

このような中、令和 3 (2021) 年 6 月 15 日に閣議決定された新たな森林・林業基本計画
においては、新技術を活用した「新しい林業」の展開や、木材産業の競争力の強化などに
取り組むこととされ、再造林等により森林の適正な管理を図りながら、森林資源の持続的
な利用を一層推進して引き続き成長産業化に取り組むことにより、2050 年カーボンニュ
ートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととされた。

他方、令和 3 (2021) 年 3 月頃より世界的な木材需要の高まりやコンテナ不足等による
国際的な需給の逼迫により、木材の輸入量が減少し、輸入木材や国産材の製品価格の高騰
(いわゆる「ウッドショック」)が続く中、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢から、
ロシアが非友好国に対するチップ、丸太及び単板の輸出を禁止し、我が国もロシアに対す
る関税における最恵国待遇を撤回するなど、木材の需給や流通をめぐる先行きは一層不透
明な状況となっている。

このような状況を踏まえ、R5 概算要求では、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合
対策等」、「林業デジタル・イノベーション総合対策」、「森林・山村地域振興対策」、「森林
整備事業」＜公共＞、「治山事業」＜公共＞等の予算が計上されている。

(2) カーボンニュートラルの実現に資する法整備

カーボンニュートラルの実現に向け、令和 3 (2021) 年、第 204 回国会において、森林
の間伐等の実施の促進に関する計画に基づく間伐等に対する支援措置等の期限を令和 12
(2030) 年度まで 10 年間延長するとともに、成長に優れた苗木の植栽を行う事業に関する
認定制度を創設する「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法
律」(令和 3 年法律第 15 号) が成立した(同年 4 月 1 日施行)。

また、同国会において、建築物における木材の利用の一層の促進を図るため、木材の利
用を促進する主な対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、建築用木材の適
切かつ安定的な供給の確保に関する措置の拡充等を行う「公共建築物等における木材の利
用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 77 号) が成立した(同年
10 月 1 日施行)。なお、この改正により、同法の題名は「脱炭素社会の実現に資する等の
ための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められた。

11 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

我が国の水産業は、国民の健康を支える水産物を供給する機能を有するとともに、水産
加工業や高鮮度な水産物を国民に供給するために発達した流通業も含め、地域経済の発展

に寄与している重要な産業である。しかし、水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少傾向や漁業者の減少という課題に直面していることから、政府は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就労構造の確立を図るため、「水産政策の改革⁴⁹」に取り組んできた。さらに、近年顕在化してきた海洋環境の変化、少子・高齢化や人口減少、SDGsやカーボンニュートラルの取組の広がり、デジタル化の進展等、自然環境や社会経済に変化が生じつつあるとされる。このような情勢変化を踏まえ、令和4（2022）年3月25日、「水産基本法」（平成13年法律第89号）に基づく新たな水産基本計画が閣議決定された。新たな水産基本計画のポイントは、以下のとおりである。

新たな水産基本計画における施策の3本の柱

① 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

水産政策の改革に基づく新たな水産資源管理の着実な実施を図るため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ⁵⁰」に従い、資源調査・評価体制の整備を進めるとともに、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で、科学的知見に基づいて新たな資源管理を推進する。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響や原因を把握し、変化に応じた具体的な取組を進めていく。

② 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

ア 漁船漁業の成長産業化

漁業現場に合わせたスマート水産技術の開発・現場実装を図るとともに、資源変動等の変化に適応した弾力性のある経営体の育成や漁船の脱炭素化等、漁船漁業の持続的な成長に向け、沿岸、沖合、遠洋漁業ごとの課題に対応した具体的な取組を進めていく。また、不足する漁業人材を確保するため、水産教育の充実と若者に魅力ある就業環境等を整備するとともに、外国人材の受入環境の整備を図っていく。

イ 養殖業の成長産業化

「養殖業成長産業化総合戦略」（令和2年7月策定、令和3年7月改訂）に基づく取組を着実に実施し、マーケットイン型養殖業の推進、ICT等を活用した生産性の向上、経営体の強化、輸出の拡大等、養殖業の成長産業化に向けた課題に対応した具体的な取組を進めていく。また、ICTを活用した生産管理、省人化・省力化のための機器導入等といった養殖業者による成長産業化への取組の更なる推進や、環境負荷の低減が可能な大規模沖合養殖の促進を図っていく。

③ 地域を支える漁村の活性化の推進

漁村の活性化を図るため、漁業実態に応じた漁港施設の再編整備を進めるとともに、拠点漁港等を核として、複数漁協間の広域合併や連携強化を進める。その際、海業⁵¹などを行う漁協等の民間事業者との連携により、漁業以外の産業の取込みを推進する等、漁村地域の所得向上に対応した具体的な取組を進めていく。

R5概算要求では、「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」を掲げ、新たな水産基本計画の3本の柱及び「水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進」に

⁴⁹ 平成30（2018）年に成立した「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）や「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」（令和2年9月策定）等に基づき、新たな資源管理システムの構築、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直し等の取組が実施されている。

⁵⁰ 水産庁により、令和2（2020）年9月に決定・公表された。新たな資源管理システムの構築のため、科学的な資源調査・評価の充実、資源評価に基づくTAC（漁獲可能量）による管理の推進等の具体的な「行程」が示されている。

⁵¹ 海業（うみぎょう）：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業。

必要な予算が計上されている。

12 新型コロナウイルス感染症に伴う影響

令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外食の売上げや農産物需要等、我が国の食料・農業・農村等にも様々な影響が生じる状況が続いている。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、国産農林水産物の販売促進・消費拡大の支援、農林漁業者等の経営継続支援、農業・漁業現場の労働力確保支援、食料品の供給状況等の情報発信等を継続して実施している。

Ⅱ 第210回国会提出予定法律案等の概要

1 競馬法の一部を改正する法律案

競馬の健全な発展を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保するため、競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し、地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化及び延長並びに競馬の公正かつ円滑な実施を確保するために必要な措置の充実等の措置を講ずる。

（参考）継続法律案等

- 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第44号）

国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用する。

- 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第45号）

国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定める。

内容についての問合せ先

農林水産調査室 千葉首席調査員（内線 68540）